

講演会の謝礼金等に関する運用基準

定款第53号の規定に関連し、講演会の謝礼金等に関する取扱について運用基準を定める。

第一条 この法人が、他の団体等より講演会の講師等の依頼を受け、講師等を派遣し、その報酬として、謝礼金等を、受領した場合の取扱方法について、ここにその基準を定める。

従って、この法人が主催する講演会等については、この法人の事業計画にもとづき実施されるもので、事業計画を優先する。

第二条 講演会の講師等の派遣に対する報酬として、依頼先より謝礼金等が支払われるがこの受取人が、この法人である場合と、担当の講師等の個人名で受領する場合の2通りに区分される。

第三条 前条の謝礼金の受取人が、この法人である場合は、謝礼金等の20～25%程度を、この法人の経費として控除し、残額を担当の講師等に配分する。
配分された謝礼金等は、必要経費と所得に区分し、所得の部分については、この法人が所得税法にもとづき、源泉徴収税を納付する。

第四条 この法人と依頼先との関係で、謝礼金が比較的高額であった場合は、担当の講師等と相談の上、相互了解事項として、この法人の経費として、第三条の範囲を超えて控除することができるものとする。

第五条 第二条の謝礼金等が、担当の講師等に直接支払われる場合は、この法人の経費相当分として、謝礼金の10～20%を、この法人に納入することを原則とする。
また第四条との関係で、比較的高額の支払いがあった場合は、上記の金額を超えて納入することができるものとする。

附則

- 1) この運用基準は、平成16年 3月 2日から施行する。